

第5回小樽市保育所の在り方検討委員会 会議概要

日 時 : 平成21年7月9日(木) 16:00~17:20 (1時間20分)
場 所 : 小樽市役所本館2階 市長応接室
欠席委員 : 高橋委員
事務局 : 福祉部長、福祉部主幹(保育施設担当)、
子育て支援課長、子育て支援課保育係長

(注) 発言にかかる委員の個人名は表記しておりません。

委員長	<p>ただいまから、第5回小樽市保育所の在り方検討委員会を開催します。 先ほど、保育所見学に行かれた皆さんお疲れ様でした。 議題に入る前に、資料が配布されておりますので、事務局から資料の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、資料を説明いたします。 まずはじめに、認定こども園の平成21年4月1日現在の認定件数についてという資料で、これは国が報道発表したものですが、平成21年4月1日現在の認定件数が全国で358件となり、昨年同時期の229件から129件増えています。北海道も16件から22件と6件増加しており、全国では東京、長崎に次いで3位の件数となっています。国としても、安心こども基金等によって新たな財源措置を設けるなど、認定こども園の普及に努めていますので129件増加したと思いますが、当初の目標数にはまだ達していない状況です。 次に、前回の委員会で札幌市のすすきの周辺で24時間対応可能な認可外の保育施設についてのお話がありましたので、インターネットで調べられる範囲で保育園の情報として、「チャイルド総合保育園」、「よつば保育園」、「めるる」の3園の状況について、利用料等が掲載されていますので詳しい説明は省略しますが、参考にさせていただきたいと思います。それと、北大病院の院内保育室の状況をインターネットの情報ですけど、これも参考させていただきたいと思います。 あと、資料はないですが、小樽市内でも「夜間保育室のびのびっ子」という認可外の施設が6月25日事業開始ということで、後志支庁に届出をしています。 場所は住吉町で南小樽駅からまっすぐ海の方へ行き、右の方に曲がりまして臨港線に接続する通りの途中です。 開所時間は午後5時から翌朝の5時まで、利用料は月額31,000円、一時預かりが1時間600円、定員は0歳が1人と1歳以上が6人の計7人ということです。 届出があったという情報のみで、実際何人のお子さんが利用されているのか、どういう施設なのかは、市の方でも詳細は把握できていませんが、後志支庁では、届出を受けて現地を確認しています。市も、場所を確認に行きましたが、看板等何もなく外から見ただけではわかりませんでした。 小樽でも夜中を対象とした認可外保育施設ができたということを報告したいと思います。 資料の説明は、以上です。</p>

委員長 ただいま事務局から資料の説明がありました。この点についてまず何か御質問、御意見等ありますか。

委員長 それでは、議論が進んでいく中で、御質問しても構いませんので、次に本日の議題に入りたいと思いますが、よろしいですか。

 大体、1時間を目途にして本日の議題を検討していきたいと思います。

 本日の議題は、小樽市における望ましい保育の在り方についてという大きな問題でありますので、論点をいくつか絞って議論をしていきたいと思います。

 お手元に、第5回小樽市保育所の在り方検討委員会協議項目というものがあると思いますが、理想や理念の話だけに終わらず、人口の推移、規模、保育所の配置の状況、市の財政状況などを踏まえた現実的な対応を考慮に入れて議論をしていきたいと思います。

 いろいろと書いておりますが、最初に、特別保育事業等保育サービスの充実についてという項目があります。多様化する保育需要にどう対応するか、延長保育、産休明け保育、障害児保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育について御意見を伺いたと思います。現在、この特別保育事業を行っている市立と民間の保育所数が書かれていますが、ここに書いてありますとおり、多様化する保育ニーズについて将来的にどう対応するかという点について、延長保育をもう少し拡充した方がいいとか、あるいはそれ以外の特別保育事業の拡充、実施、それを現在は民間と市立保育所で分け合って実施しているところもあるわけですが、これをどういう形で充実していくのか、民間を充実していくのかあるいは公立部門を充実していくのかということについて、皆様方の御意見を伺いたと思います。

 皆さんの保育所では、どの事業を実施していますか。

委員 産休明け保育のみです。

委員 延長保育と産休明け保育です。

委員 障害児保育、休日保育、病児・病後児保育以外は実施しています。

委員長 延長保育、産休明け保育、一時保育を実施しているのですね。一時保育のニーズはどうですか。多いですか、少ないですか。

委員 認可の場合は登録制で一時保育に対応していますが、私のところは急な部分にも対応していますので、その部分では、年にすると7人～8人くらいです。

委員長 延べ日数にすると、どのくらいですか。

委員 1日とか3日ですとか、先月あったのは、本州の方で仕事の関係で来られて、兄弟で3日間保育所を利用した方はいました。

委員長 他の民間3か所の一時保育のニーズとか市の方で把握しておりますか。

事務局 実績としては把握していますが、ニーズについては把握できていません。保育所に申込みをしても、その時によっては受け入れられないというのは聞いたことはあります。

委員長 市民の方から、一時保育をお願いしたけど、どこからも断られたというクレームはありますか。

事務局 今のところは、ほとんどそういったものはないです。

委員長 特別保育事業でニーズがどれくらいあって、それに官民どれくらい対応しているかということが、今後、充実するかしないかの判断基準になると思いますが、ニーズがないのに充実してもと思いますし、ニーズがあるのに全然拡充の動きがないとなると、保育サービスの不備といわれると思います。

委員 先日のニーズ調査で、その辺の把握はどうなっていますか。

事務局 詳細についてはまだですが、少なくともニーズがないということはないといえますかやはり、ああいった調査をしますと、全体としてはニーズは出てくるというのが一般的な傾向で、休日保育も前回のニーズ調査でニーズがあり取り組みましたが、箇所数とかいろいろな問題があると思いますが、利用が当初想定していたほど伸びていません。これは、ニーズと合っていないというよりも箇所数や場所の問題もあり、一概にはいえませんが、全体としてニーズがないことはないと思います。

委員長 あった方がいいかといえば、あった方がいい、そういうことですね。それで、常時利用するかというところではない。

事務局 場所や形態が自分のニーズに、更に細かいニーズに合っているかどうかによって、変わってくるのではないかと思います。

委員 一番最初にいただいた資料の23ページに記載している特別保育事業の実施状況には、認可外保育施設は入っていないですね。利用状況が記載されておりますが、これが場所の問題があり、お断りしている状況で、こういう数字になっているのか、その当たりで大体の予想がつくのではないかと思います。

委員長 障害児保育も結構な人数がいますね。

委員 私のところも、ある程度の障害児を受け入れるということで、発達障害レベルの方までは、できるだけ対応していますが、実際には、ここに記載されている障害児保育の障害のレベルはどの程度なのかお聞きしたいと思います。

事務局 障害の程度ですか。

委員 受け入れる場合に、重度の方まで受けていないと思いますので。

事務局 基本的に保育所で受ける場合には、集団保育になじむかどうかの一つあります。そういった観点での障害の程度といいますと、例えば、食事が自分でできないお子さんでも受け入れています。介助をしていく場合ですね。あとは排便などオムツ交換が必要な方も障害児保育として受け入れていますし、衣類の着脱も補助がないとできないお子さんとかも受け入れています。そういうことからすると、想像しているよりも障害の重いお子さんを保育所では受け入れているというのが実態です。

ただ、その場合には人手が必要ですので、障害の程度によって保育士の加配が1対1、2対1、3対1の3段階になっていますので、1対1となれば、お子さん1人に対し保育士1人を配置しますし、民間保育所の場合は、小樽市が補助金を出すことになっています。

委員 小樽市で障害児といわれる人は把握されていますか。小樽市で障害児といわれる方の人数はどのくらいですか。

事務局 市内全体の人数は、今は持ちあわせていません。保育所で行っている障害児保育とは、現に障害を持ったお子さんで保育所に入りたいという希望があった場合、一般のお子さんと同じように保育所を利用したいとなった場合に、先ほど言いましたような判断材料で判断していくのと、既に保育所に入っているお子さんが年齢を重ねるうちに、障害が出てくる場合、発達障害とかいろいろ障害がありますが、そういったことで、障害児保育となるケースもあります。

あらかじめ、何人分受け入れるという決めは何もなくて、随時、そういったお子さんがいれば、受入可能なところで受け入れるということですから、その年によって障害児のお子さんを保育している保育所の数が変わる可能性があります。

委員長 あとですね、こういう特別保育事業を含めて、社会福祉分野といわれているところは採算が採れない分は、市立が担って、そうでないのは民間という話をよくするんですが、例えば、延長保育にしても、産休明けはほとんどの民間保育所が担っていますが、特別保育事業を民間保育所が担うことにつきまして、民間でこれを負担してもそんなに大きな負担ではなく、普通の保育の一つの類型として受け止めているのか、実施する人がいないから、しかたなくがんばっているのか、そういう点について、お聞きしたいと思います。

委員 産休明けの保育に関して、市の方から対応職員に対する人件費については全額ではないですが、補助金をいただいております。今、やはり産休明けを必要とするお母さんがたくさんおりますので、お断りする理由もないので、需要があればやります。

私のところは、地域柄なんですけど、隣の余市町は産休明け保育を実施していないので、産休明けで仕事に復帰しなければならないお母さんたちは、市町村の枠を超えて預かってもらえないですかという問い合わせがあり、余市町から小樽市に話をしてもらいます。本当に産後8週で仕事に出ないとならないお母さんのことを考えると実施しなければならないと思います。

委員長 実施することによって、保育所の経営が非常に圧迫されるとかはないですか。

委員 規模にもよりますが、0歳児に対して入ってくる運営費はすごく大きいです。

委員長 ほかのところはどうですか。

委員 私のところは、もともと助産所からスタートした施設ですから、最初から産休明け保育を実施しています。助産施設と託児所を行っていた時代から、ずっとそれは実施していますので、そんなに苦ではなく、それが普通となっています。

委員長 前に、そういう特別保育事業が認可保育所で充実されれば、認可外保育施設は必要ないと言われていましたが、経営的にはかなり厳しいということはあるですか。

委員 公立であれ民間であれ、認可保育所は運営費があつて、0歳児が多ければ運営費も多くなると思いますが、認可外保育施設の場合はそういう運営費は一切ないので、やはり、0歳児が増えると保育士を増やさなければならないので、経営的には大変です。

それで、札幌の認可外保育施設の資料をいただき、私も自分で調べてみたのですが、やはり企業が運営している保育所というのは、儲からなければ閉鎖をするのです。去年の10月31日に東京の認証保育所が突然閉園してしまいました。子どもが少なく運営ができないということで、すごく親が困って区に相談して、区でどこに子どもを入所

させるかすごく対応が大変だったということと、同様のことが川崎市でもあり、企業の保育所は収益が出なければ閉めてしまいます。札幌市でもありましたね、私のところの保育園から札幌市に転勤になったお子さんがいて、札幌市は待機児童がすごく多く認可保育所に入れなくて、手稲区のチェーン店というかそういう所に入所したのですが、子どもがいないということで、2週間前に閉園しますと言われて、お母さんが本当にどこに預けていいかわからなくて、区に相談して紹介してもらったということもあるので、子どもを預かることを企業が経営すると、こういうことが現実に起こると思っています。

やはり、ある程度民間なり公立がそういう対応しなければ、子どもにとってどうなのかと考えたときに、公的などところがある程度保育を支える必要があると感じました。

委員長

そうしますと、少なくとも産休明け保育に関しては、今のところ認可保育所だけで対応しきれなくて、認可外保育施設に入所しているということは、まだニーズが一応現在でもあるし、産休明け保育に関しては、民間の経営を圧迫することはないので、必ずしも公立で実施しなければならないということもない。そういう点でいうと、民間が実際に実施している延長保育、障害児保育に関しても同種のことが言えるのではないかと思います。休日保育は1か所しか実施していなく、先ほどの説明によると、あまりニーズもない、あまり利用されていないと言えらると思います。

事務局

ニーズはある程度あるのですが、場所が1か所しかないとか、1週間程度前に申込み必要があるとか運用面で使いやすい状態ではないということかもしれません。

委員長

今日、預けたいから預かるということではできないのですね。

事務局

やはり、給食の準備などもあります。なるべく、期間を短縮するように努力はしていますが、さすがに今日の今日、今日の明日というのは厳しいかもしれません。

委員長

ニーズがあれば、子ども一人でも園を開けなければだめだということですね。

委員

利用人数は平均5人くらいですけど、スタッフは数名必要ですね。

事務局

シフトなどもあらかじめ決めるとは思いますが、何人利用するかわからずに保育士一人だけ置くというわけにもいきませんので、その辺の兼ね合いが難しいところかもしれません。

委員長

効率が悪いという言い方も悪いのですが、そういう点であまり実施しようとするところが手を挙げてこないということですね。その中で、民間で事業を展開されていて、なおかつ、今お聞きしたように大きく経営を圧迫してもいないということになると、今後、特別保育事業等保育サービスに関していえば、必ずしもこれは公立だけで実施しなければならないあるいは民間ではなく公立でしか実施できないといった保育の種類ではないと言えるかと思っています。それでよろしいでしょうか皆さん。違った御意見をお持ちの方はありますか。

委員

入所の申込み、問い合わせは結構あるのですか。例えば、預けたいけれど、どういう内容になっているのかとか。

委員

そういう問い合わせはありますが、直接入所する形ではないので、保育園の内容をお話しして、申込みは市役所の方でお願いしますということで、市役所に行っていると思います。

委員 預けたいけれど、経済的な理由で、保育料が払えないということで預けられない人はいるのですか。

事務局 認可保育所の保育料は、その方の前年の所得に応じて決めることになっていますので、応分の負担となります。一定程度所得の低い方は、無料になります。

委員長 今回の特別保育事業に関しては、休日保育も利用されていますし、病児・病後児保育は実施していないので、何とも言えませんが、それ以外に関しては一定のニーズはある。更にこれを実施するには公立だけという種類のものではないということが一つ考えられるということになりました。

続きまして、保育所の数、配置、定員についてですが、誰もが希望する保育所へ入所できるような保育環境を整備する必要があるかという問題があります。現在は以前配られた資料にもありましており、待機児童はいないですが、必ずしも希望した保育所ではないということもあります。そうではなくて、お母さんたちが子どもを預けたいというところに保育所を設置する必要があるかということがあります。ただ、一番上に書いてありますとおり、10年後、平成32年には、0歳から5歳人口が1,300人近く減少する、現在の割合で保育所入所児童を計算すると、今よりも400人減ることが、このまま推移した場合の推計値とされております。

したがって、保育所をお母さんたちの希望するところに設置するといいいながらも、少子化に対応した定員の見直しあるいは統廃合ということも視野に入れておかなければならないのではないかと思います。一つは、保育所の地域間格差がないような、あるいはニーズの多いところ、お母さんたちがここに保育所を作ってほしいというところに保育所を設置する必要があるかという点ですが、これはどうでしょうか。希望する所に入らなかった方は、どれくらいいましたか。そんなに多くはなかったと思ったのですが。

事務局 自宅の近くを希望する方が約7割いたとしまして、実際に自宅の近くの保育所に通っている方が約6割ということです。勤務先を希望する方が13%で、実際に勤務先の近くに通っている方は14%、これは若干数字のいりくりはありますが、おおむね、希望に沿った形になっていると思います。

委員長 まあ、ここまで配慮する必要はないという気はしますが、引越する方もおりますし仕事やめる方もおられます。そうしますと、定員ということになるわけですが、10年後には400人の減となるかと思います。定員について伺います。

委員 今は30人です。最初は60人で45人、30人となっています。児童数が少なくなると、経営するかしないかまでいきましたが、45人から30人にしてほしいということで、30人になっています。

委員長 少ない定員のところが多いのですか。

委員 私のところは、90人です。

委員長 100人を超える定員のところがありますか。

委員 中央保育所は120人です。

事務局 100人を超えるのは、4か所です。市立が、銭函保育所、赤岩保育所、手宮保育所の3か所で、民間が中央保育所1か所です。

委員長　この4か所分が無くなるくらいの子どもの数の減少です。このままの推移でいくとですね。

事務局　お母さんの働き具合といいますか社会形態といいますか経済状況も含めて、どういう状況になるかわからないですが、どちらかというとはやはり厳しくなるという見方をすると、この29.6%という保育所を利用する割合というのはもう少し高くなるのが、一般的だとは思いますが、どのくらいなるのかというのはなかなか難しいですね。

委員長　保育所の入所要件が保育に欠けるではなくて、欠けなくても入れるようにする。幼稚園との関わりもありますけど。

委員　小樽にお母さん方が勤める職場があるかというのが問題で、今やはり共働きでないと生活ができないという現状があるので、小樽に働くところがたくさんできると、保育所の需要なり幼稚園の需要なりが、子どもの数が少なくても多くなる可能性がありますね。

委員長　産業を誘致して雇用の場を創出するという大きな話ですね。

委員　社会的な経済状況が良くなると需要はどんどん減ると思います。働いているお母さんを悪く言うわけではないですが、ニーズ調査でも50%以上の方が子どもが大きくなるまでは自分のもとで自分で責任を持ちたいという意識が一つ出ています。やはりすごく大事なことだと思います。小学校の低学年くらいまでは自分で責任を持って育てたいという気持ちを持ってもらうことは大事なことだと思います。

委員長　一時保育とか恒常的に使わない形での保育需要というのをどうしていくか。制度上は今できないと思いますけど、保育に欠けないと。大きく0歳児から5歳児の人口が減らないというのは想定できないと思います。激減ではないにしても減少傾向は止められないのではないかと。あとは、経済状況による母親の社会進出かあるいは保育要件の緩和あるいは幼保一元化に見られるような形での保育の変化というのが多少今後の変動要因として考えられるかだと思います。

そうすると、定員の見直し等があったとしても、民間の保育所の先生方ががんばっている中で、どこか定員の見直し、統廃合の対象となるのかはということを考えていった場合には、これまで一生懸命活躍している民間をサポートするような形での公立保育所の役割というのが一つの在り方として考えられると思いますが、どうですか。

委員　現状としては、私のところは90人定員でお預かりして、目先のことしか言えないのですが、今はこのまま行けますが、10年後がどうなるかというのはちょっと考えられない、社会の状況によっても変わってくると思います。

委員長　その際、考慮すべき事項としては、その次の中行で施設整備についてというのがあります。老朽施設の改築の可能性について、修繕対応というのがありますが、一般論として、この会議でもよく言われていますが、市の大変老朽化した施設を市の財政状況ではでは新築することはできないですよ。

事務局 できないとは言い切れませんが、なかなか難しいと思います。

委員長 そうすると、非常に困難な場合には、そこにいる園児を民間に引き受けていただくか、今回見てきた形での民間移譲のような形をとって展開していくことも一つ考えられると思います。

委員 現実論として、施設が古いですよ。市立の施設で古いのだと昭和43年の建物。ただ、過去の委員会の話でも、銭函地区というのは死守するしかない、ここらあたりは民間でどこか手を挙げてあそこで死守するか、やっぱり市としてはここは死守しないと少なくとも全体で100%くらいですよ、民間は充足率が。市立が平均で80%で、今現在92%というのが充足率ですね。その中で考えると、減ることは見えていますし絶対地域的には残さないといけない。現実的にあと5年か10年経ったら建て直すかというのは多分あり得ないと思いますし、そうなった時に、他ではできない障害児保育ですとか一時保育ですとか産休明け保育はある程度受け入れています、休日保育とかを何とかしようかというふうに絞っていった方が現実的なような気がするのです。

委員長 銭函には民間の保育所はありますか。

委員 ないです。

委員長 市立が銭函地域をカバーしている。仮に今回銭函を民間移譲するといった場合に手を挙げそうな民間はありますか。

委員 ないと思います。

委員長 その根拠は何ですか。

委員 私のところも老朽施設の中に入っています、昭和46年建築ですから。今、現状として計算してみたら、建て直しというのはとても考えられませんし、一法人一施設ですから資金が全然ないですし、本当に国から何かいただければできるような形ですけど、自分の施設でさえ、こうですから他の施設を受けてそういうふうにするのは本当に無理だと思います。

委員長 余裕のある保育所はありますか。

委員 ないですね。

事務局 先ほど見ていただいたあおぞら保育園の建設費が備品等全部入れまして、大体2億2千万円強くらいです。そのうち、国と市の補助金が、7千3百万円くらいですから、1億5千万円くらいは少なくとも法人が持ち出さなければ、あの建物が建たないということです。

委員 地域的にいったら、銭函地域は札幌圏ですから札幌も含めて市の方で動けば、可能性はあると思うのです。地元では難しいと思います。

委員長 手を挙げてくれるところがあれば、それでもいいけれど、ない場合でも銭函という若干離れたところで、ニーズが一定程度ある場合には市が公立保育所の形で存続していく必要があるということですね。地域性で民間がとって代わるようなことができない場合あるいは先ほどお話があったような特殊な保育の中での民間が手を挙げないような部門に関しては、何らかの形で市が保育所を残していかざるを得ないことになると思います。

そういう意味で、次に子育て支援事業についてということですが、子育て支援センター及び子育て支援事業の拡充についてというのがありますが、具体的にどのようなものですか。

事務局

これは、保育所に通っていないお子さん、つまり家にいるお子さんなどを主に対象として、地域の家庭の子育てを支援するという大きな国の流れがありまして、小樽でも平成13年くらいから奥沢保育所と赤岩保育所に専用の施設やスペースを設けていますが、その場所に主に地域の子育ての親子に来ていただいて、保育士も加わって交流事業をしましょうというもののなのです。合わせて育児の相談、悩みを聞いたりするとか、いろいろな面でサポートをしていくという場になっています。

現在は、赤岩保育所と奥沢保育所の施設で行っているだけではなくて、現在、市内8か所の会館を借りて年間34回ほど公立の保育士が出向いて親子の交流事業を行っておりまして、いわゆる出向き事業を行っています。参加される方は、1回当たり15組くらいです。

これらは、手宮方面とか山手地区の会館を借りていますが、そのほかの地域では朝里方面ですと、民間の朝里幼稚園が独自にそういった子育て支援事業を行っておりまして、1回20組くらいの親子が集まっています。それに対して市は補助金を出しています。

銭函方面では銭函市民センターを会場として、地元のボランティアの方が中心となって同様のことを行っています。

委員長

民間の幼稚園をそういった事業に関わっているということですね。この場合、幼稚園が主催者であっても、市の保育所や若しくは町内会館で行う場合であっても親子の経済的負担はゼロ円ですか。

事務局

基本的に無料で行っております。

委員長

一定程度、ニーズというか利用があるわけですね。朝里幼稚園の場合は、1週間にどれくらい行っているのですか。

事務局

朝里幼稚園は、月・水・金の週3回、1日5時間です。園舎の横に専用のログハウスの建物を作って、そこで開催しているのですが、1回当たり20組くらいの親子が集まるということです。

委員

対象の幼児さんは、いくつくらいなのでしょう。

事務局

主に、3・4歳未満のお子さんが多いです。4歳、5歳になってきますと、幼稚園、保育所にほぼ入ってしまいますので、それよりも低い年齢のお子さんになります。あとは幼稚園が夏休みとか冬休みの時は、幼稚園年齢のお子さんも加わってくるというふうに聞いています。

委員

今お話がありましたように、子育て支援サービスは厚生労働省のニーズ調査でも実施していますかということで、市としてもやらなければならないのはあると思いますが、実際に何とか増やそうということで開設したという経過があると思いますが、どこの幼稚園でも今実施しています。まあ、名前はいろいろあるのかもしれませんが、キッズクラブとか何とかクラブという形で週に1回とか月に2回とか3回とか、満3歳から幼稚園は入園できるのですが、それ以下のお子さんを集めて、それも子育て支援です。

もちろんそういうこともあるのですが、お母さんたちが集まって悩みを打ち明けたり

それに保育士や幼稚園教諭がアドバイスできたりするのも、場合によっては核家族が多くなって子育てに対するいろいろな意味で地域力も落ちてますから、そういうことで子育ての悩みを抱えているお母さんが多いという背景が子育て支援の出発なのです。

委員 国から予算は出ないのですか。

事務局 市が行っているものは、出ています。

委員 幼稚園は、文部科学省を通じまして、どれくらい予算がついているかはわかりませんが、若干あります。いろいろな報告、調査の中で、背景は子育て支援という国の枠なんでしょうけれど。

委員長 国の政策といいますか、子育て支援事業というのはやはり拡充していこうという方向でしょうか。いわゆる、預けるとは別に、母親も来て一緒に子育てを支援するというのが制度的にどんどん拡充して、幼稚園も加えた形で2本立てで行っていこうという考え方ですかね。

事務局 子育て支援については、もう少し充実させていきたいというふうに思っています。

委員 正直なところやはり器が別にあるとか、幼稚園は園児が減っており、空き部屋がありますので、そういうこともあります。当然スタッフが必要になりますよね。

ある程度大きな幼稚園はフリーの職員もいますので、ある程度そういうこともできると思いますが、小樽市内で100人を超えているのはわずかですから、そうすると職員もせいぜいフリー1人くらいのスタッフで子育て支援をしているのが実態です。

委員長 全部の市立保育所で子育て支援事業を実施するという計画はありますか。

事務局 これをするためには、まずスタッフが必要で、今、奥沢保育所と赤岩保育所にそれぞれ正規職員1人、臨時職員1人の2人ずつで対応していますが、一般保育士については異動対象で保育所の中に入ることもあります。そういう人数になっています。人的なものが必要なのと、自前の場所でやるのであれば、スペースが必要になります。

委員長 わかりました。子育て支援センターも趣旨としては当然ことですが、ちなみに民間ではどうですか。

委員 民間は、子育て支援センターは行っていません。園開放という形で月に何回かどなたでもどうぞという開放は行っていますが、あくまでもそこそこで、私のところはポスターを貼って、回覧板で案内しています。

委員 地域のお母さんも来てくださいというのも、広い意味では子育て支援ですよ。

委員長 認可外保育施設では、実施していますか。

委員 子育て支援事業というのは実施していません。少し障害がありますが、仲間がほしいので、行っていいですかというときは、お母さんと一緒にどうぞという形では行っています。

委員長 最後に、時間もあまりありませんが、幼稚園、認可外保育施設との関係についてということに入ります。将来的に子どもが減っていく中で、認可保育所と幼稚園、認可保育所と認可外保育施設といったものの共存関係です。認可保育所の保育サービスが拡充することによって、幼稚園なり認可外保育施設が何らかの影響を受けるかどうか。あるい

は、幼稚園の認定こども園への移行といったこともあるかと思います。現状では、皆さん方の感覚ではバランスがとれて共存関係にあるとっていいでしょうか。

委員 前にもお話ししたように、幼稚園は1園減って15園ですけれども、幼稚園の数だけで言いましたら正直言って一桁くらいが適正だと思います。

委員長 そうすると保育所と幼稚園の関係というよりは、幼稚園同士の関係ですね。

委員 先ほども言いましたように、これも子育て支援事業の一環みたいなもので、5時くらいまでの預かり保育と、あと長期休暇の預かり保育も行っています。各幼稚園ほとんど行っています。給食事業を毎日やっている幼稚園も出てきています。教育よりもサービス合戦になろうとしています。幼稚園と保育所との違いはどこにあるのかと思います。今後は待機児童がいなくなると、ここから始まると思いますね、今までは幼稚園と保育所は別だからということだったのですが、今後はそうはならないと思います。

委員 幼稚園が保育所に近くなってきたと思います。

委員 3歳になったら幼稚園へ行く子どももおります。学校が近くなった時に幼稚園に移行する方もおりますね。

委員 やはり0歳、1歳、2歳、3歳くらいまでは保育園で、4歳、5歳は幼稚園でおじいちゃん、おばあちゃんに助けってもらって、送り迎えはバスで来てもらってと。ただ、0歳、1歳、2歳はお世話できないから保育園の方でお世話してもらってというお子さんもいます。

委員長 あおぞらの園長先生も0歳児と1歳児、2歳児が定員を超過しているが、4歳、5歳児が少し少ない、そして、小さい子でカバーしていると言っていました。

委員 5、6年前から、幼稚園は4月1日に満3歳でないと入れなかったのが、誕生日から入れるのです。ですから、去年当たり私のところで8、9人が誕生日以降に入りましたので財政面では大きいです。これまでだったら、サークルや保育園など、ほかの施設に入ったと思います。

委員 幼稚園が終わってからサービスで預かりしているのも保育園と同じですね。

委員 今はおおむね5時くらいまでですけど、5時くらいの就業時間としたら6時くらいまで預かる場所も当然出てくると思います。

委員 保育園と変わらないですね。

委員長 認可保育所と幼稚園の場合は機能として、役割がだんだん似通って差別化するのが困難になってくる。対象児童もだんだん重なり合う部分が多くなってくる。無認可の場合、どうなのでしょう。やはり独自のニーズに応えきれない部分があるのでしょうか。

委員 多分、無認可の場合は、いろいろな園長先生の経営する方の考え方だと思いますね。やはり、どこに目が向いているかで、ずっと続けていくのかいかないのか、ある程度の採算ベースがなくなったらやめるのかということを見極めることになると思います。

ある程度子どもの人数が少なくなったら、職員を削ってでも長く続けようと思うのかやはりいくら続けたくても、職員にある程度就労の賃金を払って、子どもを安全にという部分を考えたら、続けたくてもやめるべき時というのがきっとあると思います。その

園の設置者の方の考え方です。

- 委員長　　そういう点では経営者というか主催者の理念というかポリシーがすごく反映されるので、認可保育所や幼稚園が増える点はあまり関係ないということになってきますね。
- 委員　　子どもの数が減っていくと、自然とそうなりますね。
- 委員　　今、幼稚園と保育所と一緒に経営されているところはありますか。
- 委員　　ないですね。
- 委員　　別の形態ということですか。
- 委員　　保育所は、社会福祉法人がほとんどですし、幼稚園は学校法人でないとできないです。近いうちに1園くらいは、認定こども園に手を挙げそうな要素がありますよ。
- 委員　　将来、確実にやるとなれば、幼稚園と保育園が一緒になって、本当はいいのではないかと。
- 委員　　国の機関が一つになれば、きっと違うと思いますが、今は厚生労働省と文部科学省とに分かれていて、職員の賃金体系も違えば子どもの部分も違う中で運営していくのは、すごく大変だと思います。
- 委員　　将来的には、小樽市だけでなく、全国的に20年30年経ったら、今、こども庁とかこども省の構想も出ていますから、自然に淘汰されればいいとらんでいるのではないですか、国としては。どうしても非効率ですよ。
- 委員　　子どもは同じレベルで、やってほしいですね。
- 委員　　昔から幼保一元がありますけど、多分、自然に子どもがどんどん減りますので、統合になっていくと思います。
- 委員長　　子どもを預けたい親であれば、保育に欠けようと欠けまいと預けられれば預けると。保育所も幼稚園も機能的には同じなので、あと、親と先生の園のポリシーと考え方に賛同するかしないかというところに落ち着いてくるかもしれませんね。現在は、保育所に入るのに保育に欠けるという絶対条件が課せられているから、単に子どもを預けたいだけでは、認可には預けられない。その代替として、幼稚園がそれをカバーしきれなのか、やはり認可外に頼らざるを得ないのが残るのかというところが、おそらく一番最後のところで、子どもの数が減るといふ問題に、ニーズに対応できるのが幼稚園か保育所かあるいは認可か認可外かとなってくるのではないかと思います。
- そうしますと、短い時間で駆け足で掲げられた項目を議論してまいりましたけど、そのほかに皆様方の中で議論してもらいたいというテーマ、論点はございますか。
- 委員　　インターネットで、これからの保育所というのを調べたのですが、皆さんの話を聞いて、皆さんの苦勞を知りましたが、要するに基本的に国の方針というか、子どもに対する考え方、親が働くために少しでも子育てを応援してあげよう、そういう国の方針だというのが、よくわかりました。実際は、全国の方向性、要するに少子化時代で子どもが日本の財産として宝として育てるといふ考えにならないとうまくいかないなど、そんなことをしみじみと感じます。行政も二つある。本当に子どものための日本で、本当に子どものためと口では言うけど、逆に言うと子どもはあっちに追いやられて、親が一生

懸命働いて食べなければいけない。そのために子どもを預けなければならない、皆さんの意見を聞きながら本当にがんばってくれている。皆さん方が苦勞されている。将来の日本のために育ててくれていることに対する感謝をもっと持っていけば、もっともっと変わると改めて今回感じました。

委員長

そうしましたら、皆さん方特にならないようですので、今日協議しましたものを簡単にまとめますと、上からいきますと特別保育に関しましては、これは民間、現時点で市立と民間で相互補完しながら特別事業を展開しているということが言えると思いますが、そういうことと照らして言えば、必ずしも特別事業だからといって公立だけが担わなければならないというサービスでもない、産休明け等に関しては市からの一定の補助金による財政支援もあるということでお話をされています。

また、保育所の箇所、配置、定員等につきましては、下の施設設備等の関係もあつて公立と民間の関係におきましては、地域性あるいは特殊性というものがもしもあるとすれば、そこは公立が必要であろうということを話をされています。その際には必ずしも、自分が行きたいところに保育所を整備するということまではいかないということも、お話があつたかと思ひます。

そして、子育て支援事業につきましては、この制度趣旨に関してはもちろん賛同するところがある。これに関しては、保育サービスと別途拡充していく必要があるだろうということでは、大体合意が得られるのではないかと思ひます。

最後の方ですけれども、子どもの数が減っていけば絶対数が減るので、供給数も減っていかなければならないという関係があるのですが、幼稚園と認可保育所が機能、役割の点で似通っているということを考えると、必ずしも相互にどちらかが増えるとどちらかに大きな影響を与えるということよりも、むしろ親の選択によって選ばれていく部分が増えていくというお話がありましたし、認可外と認可に関しましては、先ほどお話があつたように、認可がカバーしきれないところを認可外が担っているという側面があると同時に、認可外保育所の定員が集まらない場合のやむを得ない閉園もありうるでしょうし、あるいは施設開設者の真意、ポリシーといったものも作用するということなので、一番最後の2行は、どちらかが増えれば、どちらかが必ず減るといったような関係にもないということが大まかな議論ではなかったかなと思ひます。そのほかに関しては、特に御意見はなかったということですが、大体今日はこの辺で終わりたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

委員

一つよろしいでしょうか。今日は真栄保育所の跡地を見に行きました。その謎解きをしたいと思ひます。真栄保育所ができたのが昭和43年3月で、その時、私の広報課におりまして、真栄保育所が新しくなり、その中で子どもたちはどういうふうに生活をしているのか、それを市民の皆さんに写真グラフで紹介するという企画がありまして、新築直後に1週間くらい真栄保育所へ通いました。

子どもたちの様子や保育士さんの仕事ぶりなどを丹念に写真に撮りました。1週間くらい通って、母親の力と保育士さんの威力はすごいものだという印象が強く残っていました。それは、前の年から保育所に通っている子どもは朝、親に連れられて保育所に来たら、おかあさんばいばいとすぐ保育士さんのところへ行きます。新しく保育所に入る子どもは、母親の背中をじいっと見ているのです。日中も落ち着いた生活ではなく、夕方になって、そろそろ親が迎えにくる頃になるとそわそわしてくるのです。母親が見えると目の色が変わり、保育士さんが何と言おうと母親のところへ飛んで行きます。

それで、母親の力はすごいものだと思います。それが、半年、1年、2年と経つてくると保育士さんのところが良くなるのです。ですから、保育士の威力もすごいものだという印象を持っていたのです。それで更地になっているというものですから、今どうなっているのかという思いで案内してもらいました。

その後、あおぞら保育園へ行きました。施設も素晴らしいです。子どもたちとも話をしました。なぜかですね、大人の目線を子どもの目線に下げていくと、子どもたちが寄ってくるのです。そして、僕は昨日、お母さんとポスフル行ったとか、何か発信したいのですね、気軽に僕こうだったんだよ、ああだったんだよということ話すのです。今日、初めて行った見ず知らずのおじいさんにそうやって声かけるのです。目線を下げると、なぜかはわかりませんが、今日、たくさん子どもと話し合ってきました。

子どもの目の色が昭和43年と今日見たのが変わりありません。実に子どもの目というのは、きれいですね。顔に傷があっても、目だけはきれいです。じっとまっすぐ、私の顔を見て、いろいろと話かけてくるのです。こういう子どもたちをすくすくと育てていくのが、我々大人の役目でないかと改めて思いました。

委員長 ありがとうございました。次に、事務局から次の会議日程と議題について説明をお願いします。

事務局 次回の会議日程ですが、8月24日の週を予定しております。予定している議題としては、市立保育所の規模や配置の在り方について御議論いただきたいと考えております。日程表をお配りします。

委員長 時間は今日と同じで4時からということになりますので、皆様方から御予定を書いていただいて、事務局で調整して、また、後日、事務局から皆様の方に御連絡をいただきたいと思います。次の委員会では、先ほどお話があったとおり、市立保育所の規模や配置の在り方について御議論いただきたいと思います。

以上、予定しておりました議題は全部終わりましたけども、最後に何かありますでしょうか。本日はこれで終了いたします。長時間にわたり、どうも御苦勞様でした。